

電気楽器等の販売事業者の皆様へ

平成19年12月21日より電気用品安全法が変わります。

旧電気用品取締法(以下、旧法)表示のある中古の電気用品は、手続き無しでそのまま販売することが可能になります。これにより、いわゆるビンテージ※と呼ばれる電気楽器等についても旧法表示を確認するだけで販売を行うことが出来るようになります。

旧法表示が無いものについては、引き続き特別承認制度を利用し、販売することが出来ます。

※ビンテージ品とは、電気楽器、電子楽器、音響機器、写真焼付器、写真引伸機、写真引伸機用ランプハウス及び映写機のうち、当該電気楽器等が既に生産終了しており、他の電気楽器等により代替することが出来ず、かつ、希少価値が高いもののことをいいます。

●旧法表示があるもの

製品に以下のような旧法表示があれば、現行法表示(PSEマーク)がある電気用品と同様に平成19年12月21日より事業の届出や自主検査などの手続きを要せずそのまま販売できるようになります。

確認していただく旧法表示の例>



定格電圧 100V
定格消費電力 160/170W
定格周波数 50-60Hz

事業者名

●旧法表示が無いもの

旧電気用品取締法が制定される以前の製品等、旧法表示が無い製品については、事業者の皆様が大臣の特別承認を受けることにより、ビンテージ品の取扱いに慣れた者に対して「特別承認に係る電気楽器等一覧」に掲載した製品を引き続き販売することが出来ます。

特別承認に係る電気楽器等一覧は、事業者の皆様からの製品追加申請により、随時更新を行っております。

特別承認制度についての詳細はこちらを御覧下さい。
http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/tetsuduki_annai/vintage.htm

<消費生活用製品安全法及び電気用品安全法の改正法問い合わせ相談窓口>

北海道経済産業局011-709-1792	東北経済産業局022-215-9887	関東経済産業局048-600-0263
中部経済産業局052-951-0576	近畿経済産業局06-6966-6098	中国経済産業局082-224-5671
四国経済産業局087-811-8526	九州経済産業局092-482-5523	沖縄総合事務局098-864-2321
本省製品安全課03-3501-4707		